新潟市西区地域福祉計画 • 地域福祉活動計画 (2021~2026)

第3次

いきいき西区ささえあいプラン

写真や画像 数点

新潟市西区役所 新潟市西区社会福祉協議会

はじめに

西区長 笠原 明夢



作成中

西区社会福祉協議会 会長 梶原 宜教



作成中

目 次

第1章 計画の概要

- 1 計画の趣旨
- 2 区計画との関係
- 3 区地域福祉計画との関係
- 4 計画の位置づけ
- 5 計画期間と評価について

第2章 西区を取り巻く状況

- 1 西区の概要
- 2 統計データ
- 3 新潟市の地域福祉に関するアンケート調査結果の概要(一部抜粋)
- 4 西区の現状と課題

第3章 基本理念 基本目標

- 1 基本理念
- 2 基本目標

第4章 西区地域福祉計画

- 1 取り組みの方針及び施策の展開
- 2 取組事例
- 3 施策の展開

第5章 西区地域福祉活動計画

地域別計画

- (1) 内野小学校区
- (2) 西内野小学校区
- (3) 中野小屋中学校区
- (4) 赤塚中学校区
- (5) 坂井輪中学校区

- (6) 坂井輪小学校区・小新中学校区
- (7) 東青山小学校区
- (8) 五十嵐小学校区
- (9) 真砂小学校区
- (10) 青山小学校区
- (11) 小針小学校区
- (12) 黒埼南小学校区
- (13) 大野小学校区
- (14) 立仏小学校区
- (15) 山田小学校区

- 1 計画の策定経過
- 2 いきいき西区ささえあいプラン推進委員会開催要綱
- 3 いきいき西区ささえあいプラン推進委員会委員名簿
- 4 関係法令
- 5 ささえあいの標語
- 6 用語解説



第1章 計画の概要



1 計画の趣旨

今日では、我が国の平均寿命が伸長し、世界最高水準の長寿国となる一方、少子高齢化や、一人暮らし高齢者の増加、核家族化の進行、人々の価値観や生活様式の多様化に加え、地域社会での人間関係の希薄化などによる、高齢者の孤独死、地域社会からの孤立、子育て不安、家庭内暴力、虐待、ひきこもり、自殺など、様々な社会問題が生じています。

このように、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化している中、 住み慣れた地域で誰もが自分らしく充実した生活を安心して送れるような地域づくりが 求められています。

国においては、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創っていく「地域共生社会」の実現にむけた取り組みを進めています。

本市においても、地域福祉をより一層推進し、「地域共生社会」を実現するため、新潟市地域福祉計画(以下「市計画」という。)を策定します。

2 区計画との関係

本市は市町村合併により市域が広くなり、地域によって実情が異なっています。相当の面積を有する市町村においては、管内を複数に分割するなど、地域の実情を十分にくみ取って計画を策定することができるよう工夫することが望ましいとされていたことから、平成21年度に区単位の地域福祉計画(以下「区計画」という)を策定しました。

その後、全市的な理念・目標を記載し、区計画の具体的な取り組みを後押しするため 平成 27 年度に区計画とともに市計画を策定しました。

地域づくりの最前線である区計画には、区の特性に応じた目標や取り組みを中心に記載します。また、区計画の具体的な取り組みを後押しする市計画には、全市横断的な理念・目標を記載し、市計画と区計画を併せ、地域福祉計画となります。

3 区地域福祉活動計画との関係

区地域福祉活動計画は、新潟市社会福祉協議会の呼びかけにより、住民や関係者が相 互に協力して策定する民間の活動・行動計画です。同計画と区計画は地域福祉の推進を 目的としてお互いに補完・補強し合う関係にあることから、区ごとに一体的に策定しま す。

4 計画の位置づけ

社会福祉法による位置づけ

社会福祉法第 106 条の 3 第 1 項により, 市町村は, 地域住民等及び支援関係機関による, 地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ, 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めることとされました。

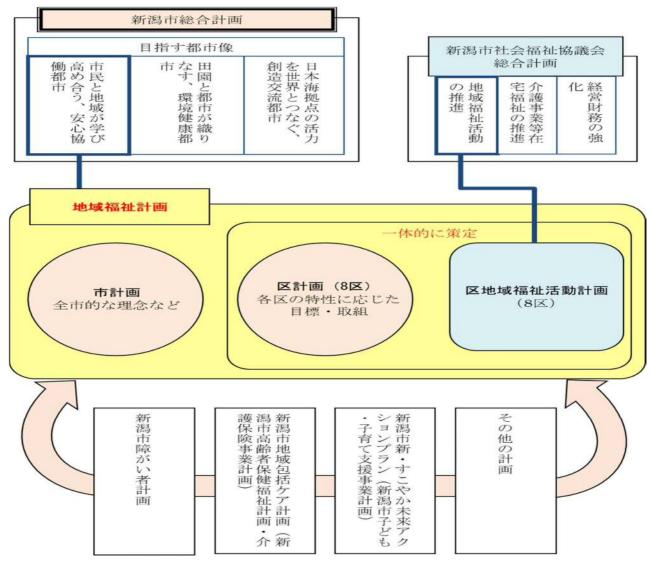
また、同法 107 条第 1 項により、市町村は、地域福祉の推進に関する事項を一体的に 定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めることとされ、 本計画は包括的な支援体制を明確にする「市町村地域福祉計画」として位置づけます。

5 計画期間と評価について

令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

新潟市で行っている取り組みについて,計画の進捗管理などの中で定期的に評価し,必要に応じて見直していくこととします。

○他計画との関係イメージ



第2章 西区を取り巻く状況



1 西区の概要

私たちの住む西区は、信濃川及び関屋分水路以西に位置し、面積は94.09 kmで市内8区の中で5番目、全市域の約13%を占めています。

坂井輪地区,西地区,黒埼地区で構成されており,人口は,令和2年3月末現在の住民基本台帳によると約156,000人,世帯数は約68,700世帯と共に市内8区の中では中央区に次いで2番目となっています。

区内は鉄道沿線や幹線道路沿いを中心に良好な住宅地が形成され,西側には砂地, 南側には田園地帯が広がり,都市部と農村部がバランスよく存在しています。また, 信濃川,中之口川,西川,新川といった河川や,佐潟,御手洗潟といった潟,日本 海などの豊かな水辺環境が存在しています。

あわせて,大学等の学術研究機関も複数立地しています。

産業では、商業活動が盛んで、また農業分野では稲作や畑作が盛んで、くろさき 茶豆や新潟すいか、新潟砂丘さつまいも「いもジェンヌ」などが県内外に知られて います。

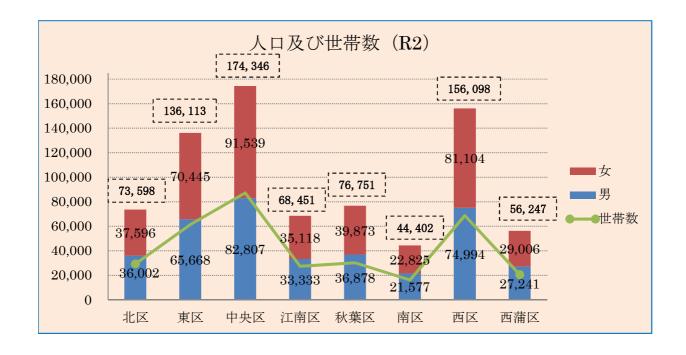
西区の写真

2 統計データ

計画策定の基礎データとした区の現状を示す主な資料は次のとおりで、特に記載がない限り、令和2年3月末現在のものとなります。また、表中H26は平成26年3月末現在,R2は令和2年3月末現在の数値となります。

◎人口及び世帯数

西区は、人口及び世帯数とも、市内 8 区の中で中央区についで 2 番目となっています。また、6 年前と比較すると、人口は約 1,200 人の減、世帯数は約 3,500 世帯の増となっています。



(単位:人,世帯)

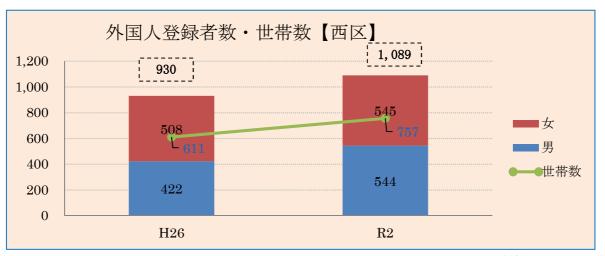
R2	男	女	合計	全市に占める割合	世帯数	全市に占める割合
北区	36,002	37,596	73,598	9.4%	29,327	8.6%
東区	65,668	70,445	136,113	17.3%	61,485	18.0%
中央区	82,807	91,539	174,346	22.2%	87,243	25.6%
江南区	33,333	35,118	68,451	8.7%	27,353	8.0%
秋葉区	36,878	39,873	76,751	9.8%	30,248	8.9%
南区	21,577	22,825	44,402	5.6%	16,229	4.8%
西区	74,994	81,104	156,098	19.9%	68,751	20.1%
西蒲区	27,241	29,006	56,247	7.2%	20,604	6.0%
全 市	378,500	407,506	786,006	_	341,240	_

[H26]

西区	75,727	81,606	157,333	19.6%	65,323	20.1%
全 市	386,654	416,682	803,336	_	324,633	_

◎外国人登録者数•世帯数

6年前と比較すると、外国人登録者数、世帯数ともに増加しています。しかし、 全市の登録者数及び世帯数も増加しており、全市に占める西区の割合は減少して います。



(単位:人,世帯)

			男	女	合計	全市に占める割合	世帯数	全市に占める割合
- ATT	西区	H26	422	508	930	21.1%	611	25.2%
西区	R2	544	545	1,089	18.8%	757	19.9%	
<u>ہ</u>	#	H26	2,035	2,365	4,400	_	2,426	
全市	R2	2,902	2,886	5,788		3,798	_	

◎西区年齢別男女別人□

男性は 45 歳から 49 歳,女性は 70 歳から 74 歳の人口が最も多くなっており, 男女とも 64 歳までは人口にそれほど違いはありませんが, 65 歳以上から女性 の人口が男性を大きく上回っています。



0~4歳 3,106 2,848 5~9歳 3,414 3,319 10~14歳 3,455 3,384 15~19歳 3,713 3,502 20~24歳 3,844 3,545 25~29歳 3,430 3,254 30~34歳 3,930 3,989 4,682 35~39歳 4,679 40~44歳 5,659 5,476 45~49歳 5,969 5,968 50~54歳 5,090 5,221 4,832 55~59歳 4,570 60~64歳 4,525 4,762 <u>65~69歳</u> 5,157 5,800 70~74歳 6,071 5,242 4,910 75~79歳 4,011 80~84歳 2,814 3,893

(単位:人)

1,724

817

3,081

2,378

85~89歳

90歳~

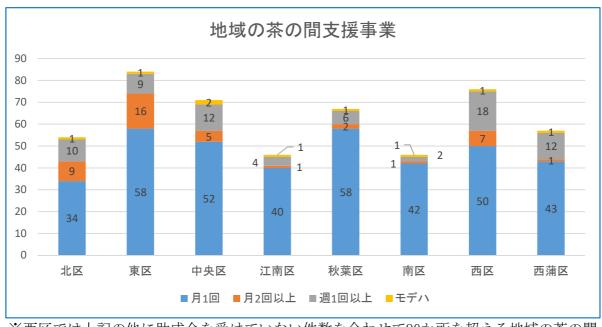
◎地域の茶の間支援事業 生活圏域別申請状況

助成金を受けている西区の地域の茶の間は、76件と東区に次いで2番目となっている。

中でも、週1回以上のタイプの助成金を受けているお茶の間は、西区が18件と最も多く、全市の25%を占めており、地域の居場所づくりの大切さの理解が進んでいる。

他区については, 生活圏域ごとの内訳は省略し小計のみ掲載

区名	生活圏域名	月1回	月2回以上	週1回以上	モデハ	合計
北区		34	9	10	1	54
東区		58	16	9	1	84
中央区		52	5	12	2	71
江南区		40	1	4	1	46
秋葉区		58	2	6	1	67
南区		42	1	2	1	46
	小新·小針	17	0	4	0	21
西区	坂井輪·五十嵐	16	7	11	1	35
	黒埼	14	0	0	0	14
	内野·赤塚·中野小屋	3	0	3	0	6
小計		50	7	18	1	76
西蒲区		43	1	12	1	57
	合計		42	73	9	501

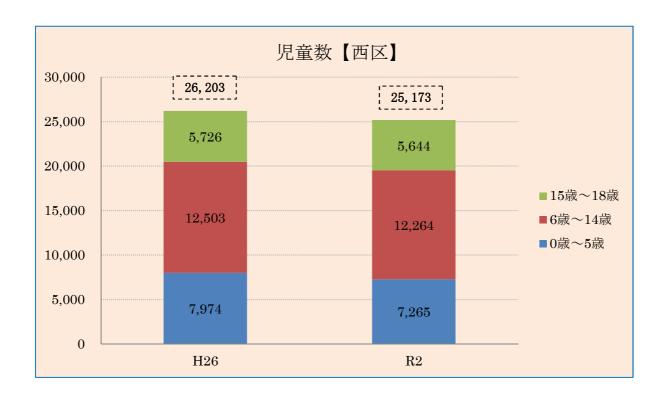


※西区では上記の他に助成金を受けていない件数を合わせて90か所を超える地域の茶の間が開催されている。(西区社会福祉協議会認知件数)

◎子どもに関するデータ

【児童数】

6年前と比較すると、西区では乳幼児数、年少人口、児童数いずれも減少しています。これは全市でも同様の結果となりました。



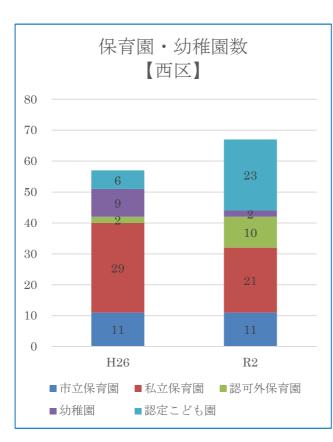
(単位:人)

		児童数	西区の人口に 占める割合	年少人口	西区の人口に 占める割合	乳幼児数	西区の人口に 占める割合
并 디	H26	26,203	16.7%	20,477	13.0%	7,974	5.1%
西区	R2	25,173	16.1%	19,529	12.5%	7,265	4.7%
Φ ±	H26	131,063	16.3%	101,103	12.6%	38,731	4.8%
全市	R2	121,814	15.5%	94,119	12.0%	34,815	4.4%

※児童とは0歳~18歳,年少人口とは0歳~14歳,乳幼児とは0歳~5歳を指す

【保育園・幼稚園】

平成27年度に「子ども子育て支援新制度」がスタートし、認定こども園や小規模保育園といった新しい形態の施設が増加しました。 これに伴い、定員数も大幅に増加しました。





(単位:園,人)

		保育園(市立)		保育園(私立)		認可外	認可外保育園		幼稚園		認定こども園	
		園数	定員	園数	定員	園数	児童数	園数	定員	園数	定員	
西	H26	11	1,165	29	2,270	2	121	9	1,980	6	-	
区	R2	11	1,165	21	1,852	10	89	2	320	23	3,579	
全	H26	87	8,085	135	11,950	13	441	53	9,012	13	_	
市	R2	85	8,090	91	6,917	48	475	15	1,835	104	13,972	

		Ē	+	定員等/
		園数	定員	乳幼児数
西区	H26	57	5,536	69.4%
	R2	67	7,005	96.4%
△ ±	H26	301	29,488	76.1%
全市	R2	343	31,289	89.9%

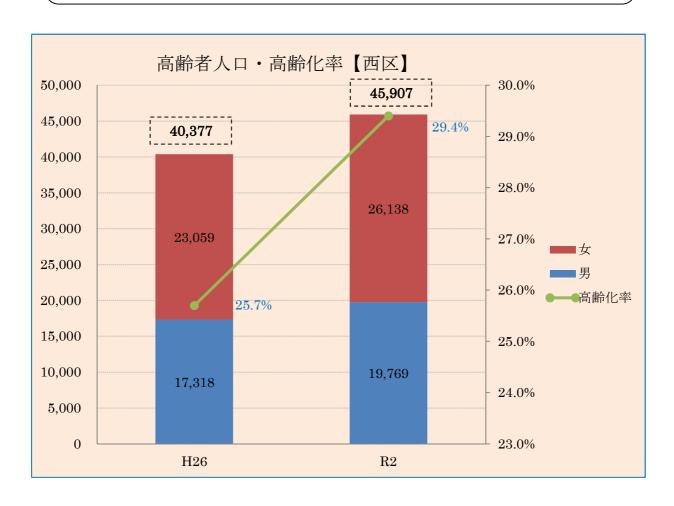
(H26:平成 26 年 7 月 1 日現在, R2:令和 2 年 4 月 27 日現在)

平成 26 年の認定こども園の 定員については、データがな かったため「一」と表記した

◎高齢者に関するデータ

【高齢者人口】

6 年前と比較すると、男女とも高齢者人口は増加しており、合計で約 5,500 人の増となっています。西区の高齢化率は 25.7%から 29.4%と 3.7%増加しており、新潟市全体の高齢化率とほぼ同じです。



(単位:人)

		男	女	合計	高齢化率	
# C	H26	17,318	23,059	40,377	25.7%	
西区	R2	19,769	26,138	45,907	29.4%	
±	H26	86,735	118,687	205,422	25.6%	
全市	R2	99,199	132,214	231,413	29.4%	

※高齢化率=高齢者(65歳以上)人口/人口

【西区の高齢化率の推移】

西区の高齢化率は、2045 年には33.7%と推計され、2015 年と比較すると、30 年で7%増加すると見込まれています。また、75 歳以上割合では2045 年には20.1%と推計され、2015 年と比較すると7.1%増加すると見込まれています。



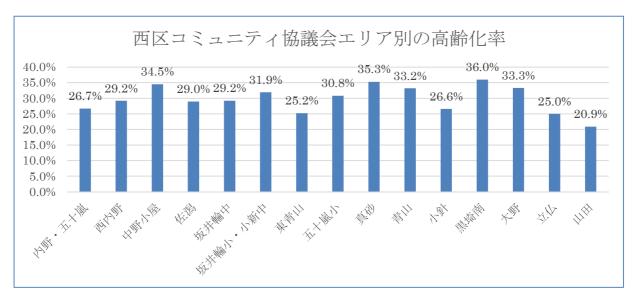
(単位:人,%)

				65 歳以上			
		0~14 歳	15 歳~64 歳		うち 75 歳以上	高齢化率	75 歳以上割合
実績値	2015 年	20,025	99,409	43,399	21,215	26.7%	13.0%
	2020 年	19,385	96,613	47,258	24,326	28.9%	14.9%
	2025 年	18,530	95,548	48,367	28,833	29.8%	17.7%
推計値	2030 年	17,703	94,338	48,972	31,177	30.4%	19.4%
	2035 年	17,119	92,205	49,568	31,140	31.2%	19.6%
	2040 年	16,783	88,164	51,117	30,604	32.8%	19.6%
	2045 年	16,491	84,978	51,689	30,720	33.7%	20.1%

(平成 27 年国勢調査を基準として推計)

【コミュニティ協議会エリア別の人口,世帯数,高齢者数】

高齢化率が最も高い地域は、黒埼南ふれあい協議会で36.0%、次いで真砂小学校区コミュニティ協議会が35.3%となっています。一方、高齢化率が最も低い地域は、山田校区ふれあい協議会で20.9%となっています。



(単位:人,世帯)

コミュニティ協議会名	小学校名	人口	世帯数	高齢者数	高齢化率
内野・五十嵐まちづくり協議会	内野	16,379	7,645	4,370	26.7%
西内野コミュニティ協議会	西内野	9,137	3,786	2,667	29.2%
コミュニティ中野小屋	小瀬·笠木	4,215	1,693	1,454	34.5%
コミュニティ佐潟	赤塚·木山	5,908	2,189	1,712	29.0%
坂井輪中学校区まちづくり協議会	坂井東・新通・ 新通つばさ	24,900	10,865	7,278	29.2%
坂井輪小・小新中学校区まちづくり協議会	坂井輪	14,621	6,633	4,667	31.9%
東青山小学校区コミュニティ協議会	東青山	9,809	4,536	2,473	25.2%
五十嵐小学校区コミュニティ協議会	五十嵐	15,518	7,183	4,784	30.8%
真砂小学校区コミュニティ協議会	真砂	9,776	4,665	3,450	35.3%
青山小学校区コミュニティ協議会	青山	7,628	3,654	2,533	33.2%
小針小学校区コミュニティ協議会	小針	11,506	4,969	3,058	26.6%
黒埼南ふれあい協議会	黒埼南	3,678	1,305	1,324	36.0%
大野校区ふれあい協議会	大野	8,790	3,640	2,927	33.3%
立仏校区ふれあい協議会	立仏	6,577	2,763	1,643	25.0%
山田校区ふれあい協議会	山田	7,472	3,160	1,559	20.9%
西区合計		155,914	68,686	45,899	29.4%

(令和2年3月31日現在の住民基本台帳より,小学校区別に集計)

※データ処理上,合計値は西区の人口,世帯数,高齢者数,高齢化率と合っていない

【高齢者世帯】

6年前と比較すると、高齢者世帯数、全世帯に占める高齢者世帯の割合ともに、 全ての区分で増加しています。





(単位:世帯)

		65歳以上の いる世帯	西区の全世帯 に占める割合
西区	H26	27,948	43.2%
	R2	31,541	45.9%
全市	H26	143,472	44.5%
* "	R2	159,959	46.9%

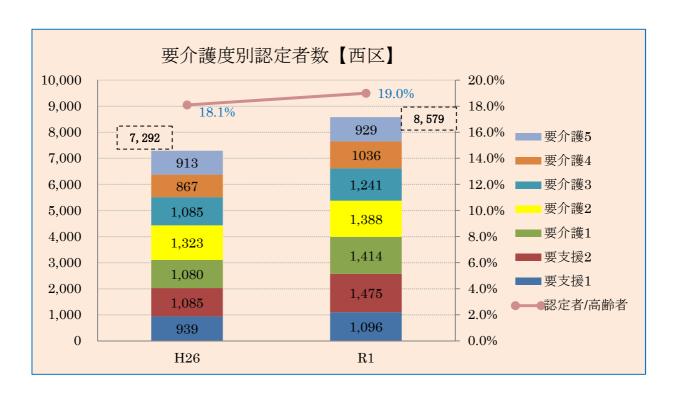
		65 歳以上のみ の世帯	西区の全世帯 に占める割合	65 歳以上 ひとり世帯	西区の全世帯 に占める割合
西区	H26	16,102	24.9%	8,618	13.3%
	R2	20,265	29.5%	11,150	16.2%
全市	H26	75,460	23.4%	42,849	13.3%
± 17	R2	96,044	28.2%	55,148	16.2%

		75 歳以上のみ の世帯	西区の全世帯 に占める割合	75 歳以上 ひとり世帯	西区の全世帯 に占める割合
西区	H26	8,371	12.9%	5,667	8.7%
	R2	10,843	15.8%	7,279	10.6%
+	H26	39,076	12.1%	27,481	8.5%
全市	R2	49,894	14.6%	34,915	10.2%

(H26: 平成 26 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳より, H27.3.31 の年齢で集計)

【要介護度別認定者数】

6年前と比較すると、すべての区分の認定者数が増加しています。高齢者人口 に占める認定者数の割合も、西区では増加しています。



※R1 の数値は令和元年 5 月現在のもの (単位:人)

		要支援1	要支援2	要支援 計
西区	H26	939	1,085	2,024
	R1	1,096	1,475	2,571
全市	H26	4,541	5,746	10,287
土 巾	R1	5,340	7,008	12,348

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護 計
田区	H26	1,080	1,323	1,085	867	913	5,268
	R1	1,414	1,388	1,241	1,036	929	6,008
△ ±	H26	5,720	7,145	6,037	4,732	4,458	28,092
全市	R1	7,257	7,109	6,486	5,326	4,417	30,595

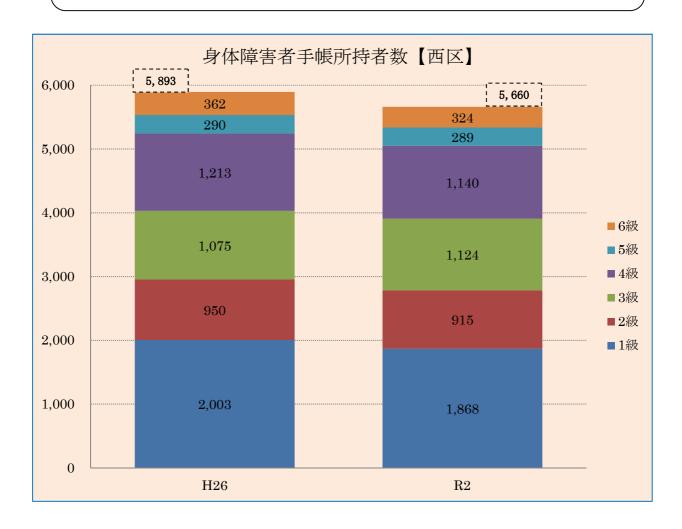
		認定者 計	西区の高齢者人口に対 する認定者の割合
西区	H26	7,292	18.1%
	R1	8,579	19.0%
全市	H26	38,379	18.7%
土巾	R1	42,943	18.8%

[※]要支援より要介護、また数字が大きいほど介護の必要度が高い

◎障がい者に関するデータ

【身体障害者手帳等級別所持者数】

6年前と比較すると、手帳の所持者数は市全体・西区とも減少しています。また、等級別にみると、西区では1級及び2級の重度障がい者が半数近くを占めています。



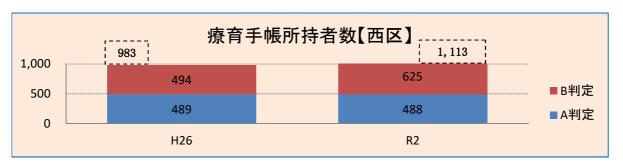
(単位:人)

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	全市に占 める割合
西区	H26	2,003	950	1,075	1,213	290	362	5,893	19.2%
	R2	1,868	915	1,124	1,140	289	324	5,660	19.5%
全市	H26	9,451	5,064	6,022	6,494	1,720	1,923	30,674	_
全市	R2	8,504	4,619	5,847	6,389	1,783	1,828	28,970	_

[※]手帳の等級が小さいほど重度である

【療育手帳程度別所持者数】

6年前と比較すると、A判定、B判定とも手帳の所持者数は増加しています。



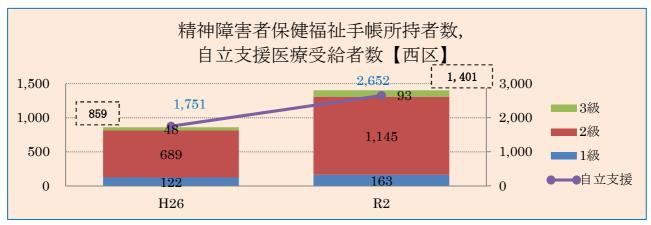
(単位:人)

		A判定	B判定	合計	全市に占める割合
西区	H26	489	494	983	20.1%
	R2	488	625	1,113	19.6%
全市	H26	2,038	2,862	4,900	_
全市	R2	2,222	3,462	5,684	_

※A判定が重度である

【精神障害者保健福祉手帳等級別所持者数及び自立支援医療(精神通院医療)受給者数】

6年前と比較すると、西区では手帳の所持者数が 1.63 倍に増加しています。 等級別にみると、2級の所持者が約82%と高くなっています。



(単位:人)

	手帳等級						自立支援医療(精神通院医療)
		1級	2級	3級	合計	全市に占 める割合	受給者	全市に占める 割合
西区	H26	122	689	48	859	19.6%	1,751	18.7%
西区	R2	163	1,145	93	1,401	20.0%	2,652	20.4%
±	H26	654	3,409	320	4,383		9,342	_
全市	R2	755	5,713	527	6,995		13,005	_

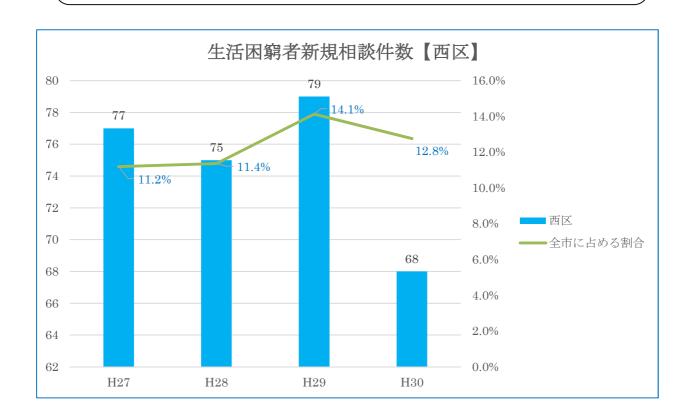
※手帳の等級が小さいほど重度である

[※]精神通院医療受給者とは、精神疾患の外来通院にかかる医療費の軽減を受けている人をいう

◎生活困窮者自立支援に関するデータ

【生活困窮者新規相談件数】

市全体でみると新規相談件数は年々減少傾向にあります。西区では平成 30 年度は減少しておりますが、平成 27 年度から平成 29 年度まではそれほど件数に違いはありません。



(単位:件)

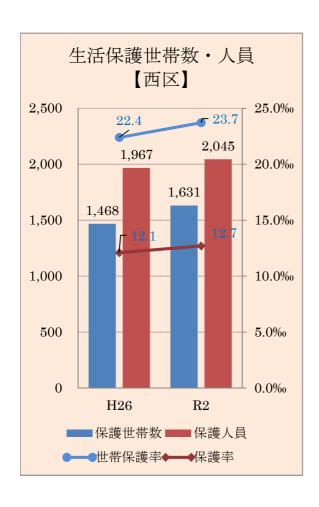
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
市全体	688	660	559	533
西区	77	75	79	68
全市に占める割合	11.2%	11.4%	14.1%	12.8%

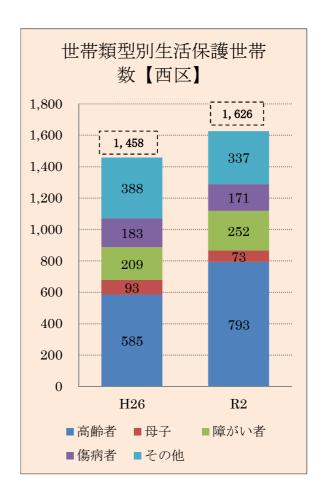
※データは平成 30 年度末(H31.3.31)現在までです。

※市全体の数字については、「区で対応した」「区を経由した」件数の合計であり、「新潟市パーソナル・サポート・センター(PS)が直接対応した」数字は入っておりません。

【生活保護世帯数・人員, 世帯類型別生活保護世帯数】

6年前と比較すると、西区では生活保護世帯数・人員とも増加しております。 世帯類型別にみると、高齢者世帯が大きく増加しています。





(単位:世帯,人)

		保護世帯数	世帯保護率	保護人員	保護率
西区 H26	H26	1,458	22.3‰	1,955	12.4‰
	R2	1,631	23.7‰	2,045	12.7‰
Δ ±	H26	8,493	26.2‰	11,681	14.5‰
全市	R2	9,283	27.3‰	11,950	15.0‰

※‰(パーミール):千分率を表し、1,000分の1を意味する。上記世帯数、人員については、停止中を含む。

(単位:世帯)

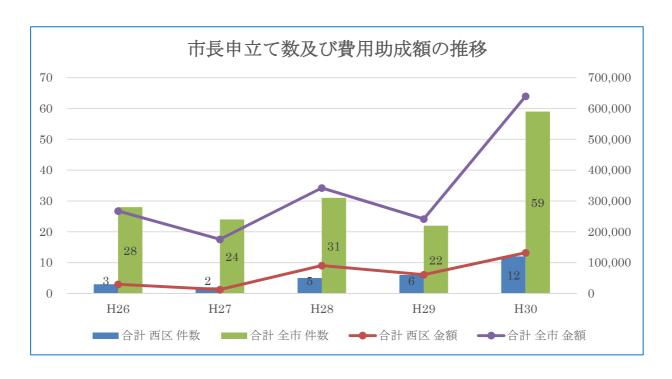
		高齢者世帯	母子世帯	障がい者世帯	傷病者世帯	その他世帯	計
田区	H26	585	93	209	183	388	1,458
	R2	793	73	252	171	337	1,626
全市	H26	3,513	581	1,047	996	2,356	8,493
ᆂᄞ	R2	4,700	418	1,153	830	2,157	9,258

※世帯類型別については、停止中は含まない。(扶助費を受けていないため)

◎成年後見制度に関するデータ

【市長申立て及び成年後見制度利用支援事業の状況】

西区においても全市においても、平成30年度は大きく件数が増えています。

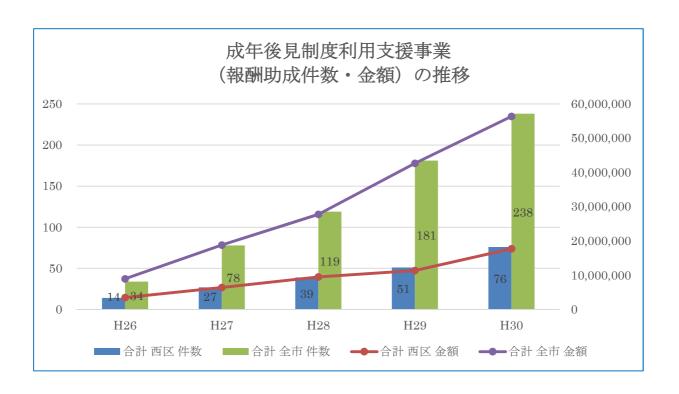


単位:件,円

年度			H26	H27	H28	H29	H30
認知症等	西区	件数	3	2	4	6	12
		金額	30,000	12,800	85,374	61,080	132,414
	全市	件数	28	21	28	20	54
		金額	267,852	152,000	323,229	223,292	601,353
精神障がい	西区	件数	0	0	1	0	0
		金額	0	0	5,400	0	0
	全市	件数	0	3	3	2	2
		金額	0	23,640	19,200	18,200	12,800
知的障がい	西区	件数	0	0	0	0	0
		金額	0	0	0	0	0
	全市	件数	0	0	0	0	3
		金額	0	0	0	0	25,736
合計	西区	件数	3	2	5	6	12
		金額	30,000	12,800	90,774	61,080	132,414
	全市	件数	28	24	31	22	59
		金額	267,852	175,640	342,429	241,492	639,889

【成年後見制度利用支援事業(報酬助成件数・金額)の推移】

西区は全市的にも件数が多く、平成30年度の全市に占める割合は31.9%となっています。



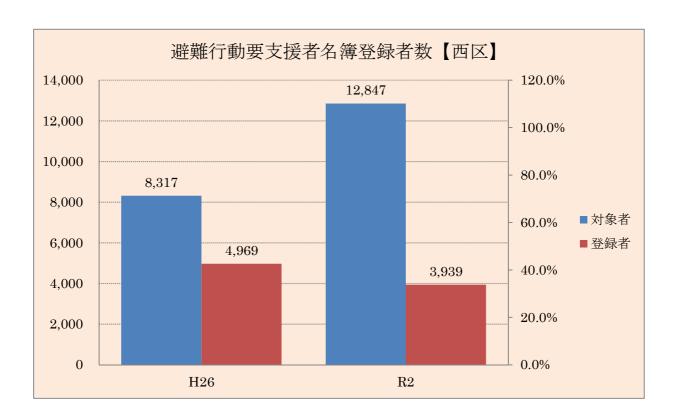
(単位:件,円)

年度			H26	H27	H28	H29	H30
認知症等	西区	件数	11	18	26	37	58
		金額	2,680,000	4,331,000	6,300,000	8,226,000	13,517,000
	全市	件数	27	56	91	140	187
		金額	7,029,869	13,583,850	20,650,222	32,697,788	44,060,951
精神障がい	西区	件数	0	1	4	8	11
		金額	0	216,000	944,000	1,758,000	2,563,000
	全市	件数	1	6	9	20	25
		金額	247,000	1,437,935	2,254,000	4,691,000	6,010,000
知的障がい -	西区	件数	3	8	9	6	7
		金額	790,627	1,873,861	2,235,596	1,389,000	1,636,000
	全市	件数	6	16	19	21	26
		金額	1,682,627	3,755,861	4,867,596	5,259,000	6,290,000
合計	西区	件数	14	27	39	51	76
		金額	3,470,627	6,420,861	9,479,596	11,373,000	17,716,000
	全市	件数	34	78	119	181	238
		金額	8,959,496	18,777,646	27,771,818	42,647,788	56,360,951

◎その他のデータ

【避難行動要支援者名簿登録者数】

6年前と比較すると、対象者数は増加している一方で登録者数は減少しております。



(単位:人)

		対象者数	登録者数	
西区	H26	8,317	4,969	
	R2	12,847	3,939	
全 市	H26	43,283	25,493	
	R2	67,226	20,437	

※対象者:①高齢者(75歳以上の方)

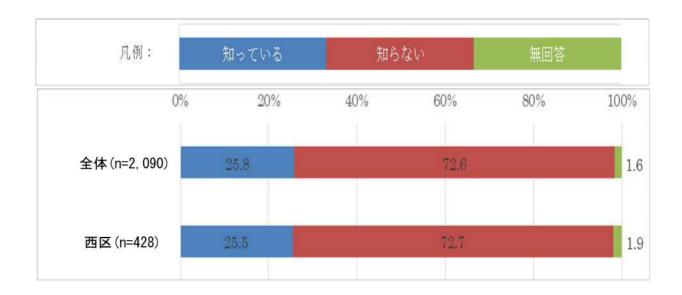
- ②障がい者(身体・精神障害者手帳 1,2級及び療育手帳 Aの方)
- ③要介護者(要介護度3以上の方)
- ④難病患者
- ⑤その他援護を必要としている方

3 新潟市の地域福祉に関するアンケート調査結果の概要(一部抜粋)

地域における市民の福祉面の実態・要望を把握し、傾向やニーズを分析することにより、地域福祉計画策定の資料を得ることを目的にアンケートを実施しました。

- 実施期間 令和元年8月5日~8月20日
- 対象者 4,000人
- 有効回答数 2,090 人 回答率 52.2% (うち西区 428 人 20.5%)
- 1. 地域福祉計画・地域福祉活動計画の認知状況
 - 問 住み慣れた地域で住民、福祉関係者、行政が協力して福祉に取り組むために 地域福祉計画・地域福祉活動計画がありますが、あなたの区に地域福祉計画・ 地域福祉活動計画があることを知っていますか。(Oは1つだけ)

市全体,西区とも,「知っている」は約25%で,7割強の方は「知らない」と回答しています。

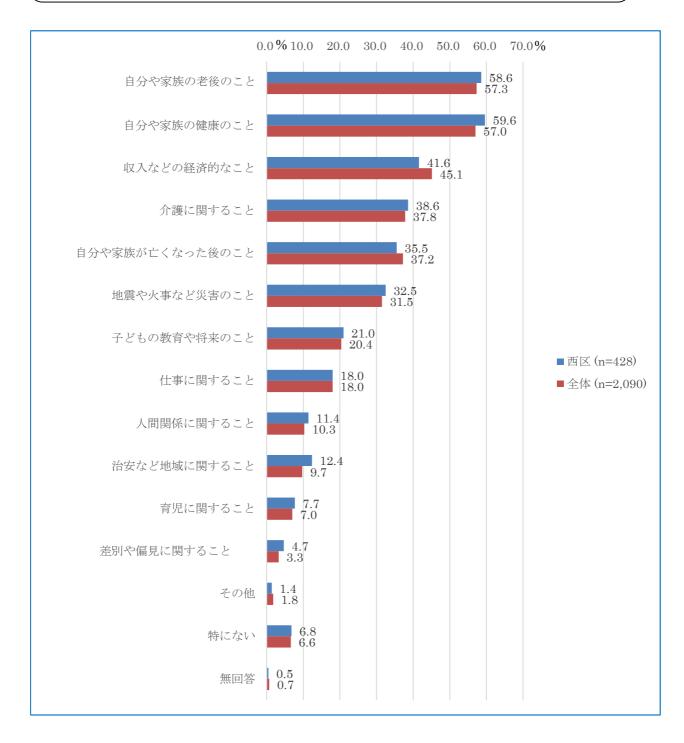


2. 悩みや不安, 相続相手, あいさつや会話

(1)悩みや不安なこと

問 あなたは、日頃の生活の中で悩みや不安を感じることはありますか。 (〇はいくつでも)

市全体,西区とも,「自分や家族の老後のこと」,「自分や家族の健康のこと」の割合が高く,「収入などの経済的なこと」,「介護に関すること」と続いています。

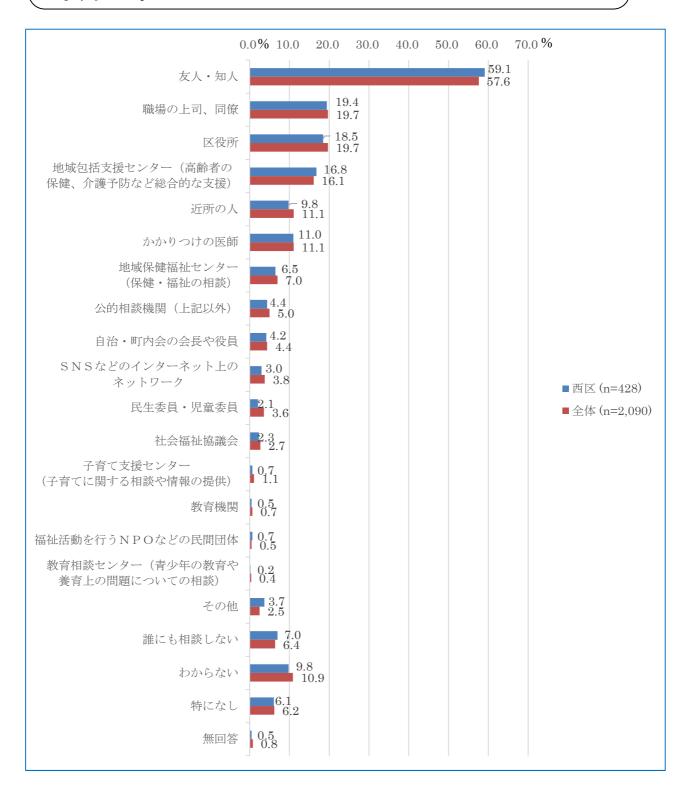


(2) 家族や親戚以外の相談先

問 あなたは、普段の暮らしで何か困ったことがおきた場合、「ご家族やご親戚 以外」どなたに相談することになると思いますか。(〇は3つまで)

市全体, 西区とも, 「友人・知人」の割合が高く, 続いて「職場の上司, 同僚」 「区役所」「地域包括支援センター」となっています。

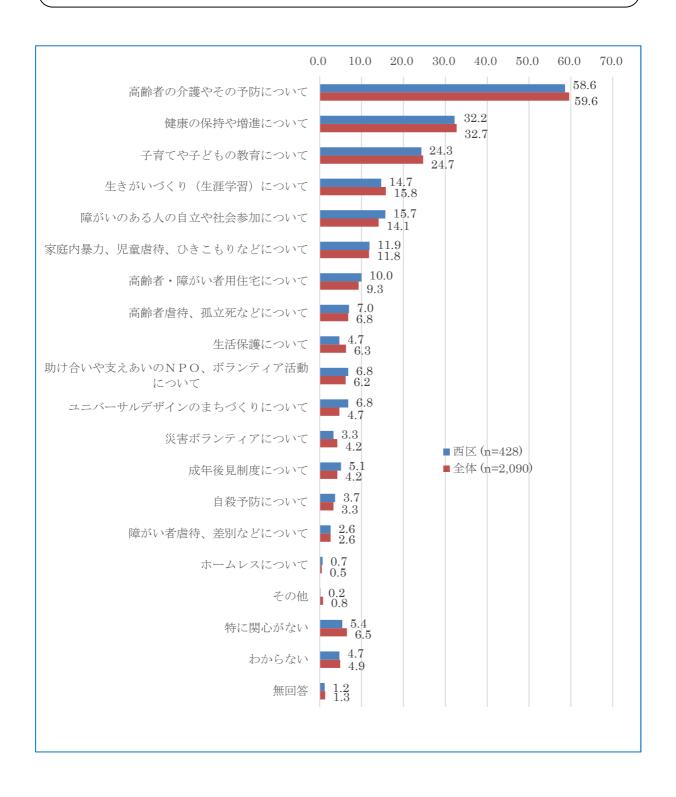
また、「誰にも相談しない」と「わからない」と回答した人を合わせると約 17% となりました。



3. 福祉, 地域活動, 地域社会とのかかわり

問 福祉について関心を持っていることは、次のどれですか。(〇は3つまで)

市全体,西区とも,「高齢者の介護やその予防について」の割合が約 60%と最も高く,次いで「健康の保持や増進について」の割合が 30%強と高くなっています。



4 西区の現状と課題

西区の各視点における主な現状と課題は下記のとおりです。

1. 支え合いや共生社会の視点から

現状と課題

- 核家族化に伴い、高齢者のみ世帯や一人暮らしの高齢者が増加しています。
- 地域では支え合いの大切さへの理解が進んでいる一方で、引き続き、孤立する高齢 者や子育てに不安を抱える人、生きづらさを抱える人などへの支援が必要です。
- 生活困窮世帯の人が安心して暮らせる取り組みが必要です。
- 認知症や障がいなどにより、主張や選択・決定が難しい人への権利擁護を図ることが必要です。

2. 団体・組織間のつながり、連携、協働の大切さの視点から

現状と課題

- 一人暮らしの高齢者の増加や核家族化の中で、地域住民同士でつながり合う仕組みが必要です。
- だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、地域での見守りや支え合い活動の体制づくりが必要です。
- 子育て支援や障がい者支援の体制強化が必要です。
- ひきこもり、8050問題など、制度の狭間の課題は、なかなか相談や支援につながっていない現状があります。

3. 人材育成, 地域参加の視点から

現状と課題

- 地域活動の担い手の高齢化や定年制の延長などにより、地域活動の担い手が不足しており、人材育成や新たな担い手の確保が必要です。
- 地域活動に気軽に参加できる環境づくりや情報発信の工夫が必要です。
- 誰もがお互いを認め、信頼し合える顔の見える関係づくりが必要です。

4. 健康や災害時支援の視点から

現状と課題

- 乳幼児から高齢者まで、いつまでも健やかにいきいきと暮らせるよう、引き続き健康づくりを進めていくことが必要です。
- 高齢者等の生きがいづくりや健康づくり、仲間づくりが身近でできる通いの場づくりが必要です。
- 避難行動要支援者を支援するため、日頃からの見守り活動などにより、地域住民による支援体制づくりが必要です。
- 感染症予防対策のために「新しい生活様式」の実践が求められています。

写真

写真の簡単な説明

写真の簡単な説明

写真

写真

写真の簡単な説明

第3章 基本理念·基本目標



新潟市地域福祉計画の基本理念・基本目標のもと、西区の基本理念・基本目標に 基づき計画を推進します。

1 基本理念

にっこりと みんなで創る 支えあい しあわせつなぐ 地域の輪 くらし健やか いきいきと

2 基本目標

基本目標1 誰もが認めあい 助けあえる まちづくり

基本目標2 信頼でつながり 連携できる まちづくり

基本目標3 一人ひとりが 自分らしく参加できる まちづくり

基本目標4 健やかに 安心して暮らせる まちづくり



各基本目標の内容について

基本目標1 誰もが認めあい 助けあえる まちづくり

【視点】支え合い、共生社会

【内容】地域には様々な理由により困りごとを抱えている人がいます。それぞれが お互いの立場を理解し違いを認めあえるまち、「助けて」「手伝って」と安心し て言えるまち、お互いに助けあえるまちづくりを進めます。

基本目標2 信頼でつながり 連携できる まちづくり

【視点】団体・組織間のつながり、連携、協働

【内容】地域住民同士のつながりをつくり、地域団体や関係機関がお互いに協働で、 支援の輪を構築することが必要です。

それぞれの団体や組織のつながりを強め連携することで、困りごとを抱える 人に支援できるまちづくりを進めます。

基本目標3 一人ひとりが 自分らしく参加できる まちづくり

【視点】人材育成,地域参加

【内容】住民一人ひとりが様々な活動に社会参加し、地域活動やボランティア活動 に自分らしく関わることができるまちづくりを進めます。地域活動に参加し たり関心を持つ人が増えることは、地域内での支え合い活動のすそ野を広げ ることにつながります。

基本目標4 健やかに 安心して暮らせる まちづくり

【視点】健康、災害時の支援

【内容】心身ともに健やかに暮らしていけるよう、健康づくりや仲間づくり、生きがいづくりを進めます。

また, 日頃から住民同士の見守りや助けあいを進め, 災害時の助け合いの体制づくりが必要です。

第4章 西区地域福祉計画



1 取り組みの方針及び施策の展開

基本目標1 誰もが認めあい 助けあえる まちづくり

目標達成に向け、下記方針に基づき取り組みを進めます。

取り組みの方針

- 地域包括ケアシステムの構築を進めます。
- 高齢者等が住み慣れた地域で安心・安全に暮らすことができるよう,「助けあい・支えあい」 の意識の醸成を図り,地域での見守りや支え合い活動を支援します。
- 高齢者,親子の居場所,多世代交流の場など,地域での居場所づくりを支援します。
- 保育所等の施設や多様な保育サービスの充実を図ります。
- 生活困窮世帯への支援を進め、子どもたちが社会で生き抜く力を身に付け自立できるよう、 学習機会を提供するなど学習環境が改善するよう支援します。
- 犯罪や非行を防止し、立ち直りを支援する地域づくりへの啓発を行ないます。
- 福祉教育を推進し、多様な人の生活の様子や困りごとを知り、違いを認めあう意識の醸成を はかります。

基本目標2 信頼でつながり 連携できる まちづくり

目標達成に向け、下記方針に基づき取り組みを進めます。

取り組みの方針

- 高齢者等が住み慣れた地域で安心・安全に暮らすことができるよう,「助けあい・支えあい」 の意識の醸成を図り,地域での見守りや支え合い活動を支援します。(再掲)
- 高齢者,親子の居場所,多世代交流の場など,地域での居場所づくりを支援します。
- 各種団体や組織間での情報共有を図り、連携を強化します。また、コミュニティソーシャルワーカーを介した福祉専門職や関係機関との連携を強化し、制度の狭間の問題にも取り組みます。
- 子育て支援センター,児童センター,児童館を活用した子育て支援のネットワークを強化します。

基本目標3 一人ひとりが 自分らしく参加できる まちづくり

目標達成に向け、下記方針に基づき取り組みを進めます。

取り組みの方針

- 地域課題の発見や解決に取り組む人材の育成を進めるとともに、地域活動に関わりやすい仕組みづくりを支援します。
- 行政情報や地域の情報を、さまざまな広報媒体を活用し、わかりやすく発信します。
- 高齢者や子ども、支援が必要な人や生きづらさを抱える人など、様々な状況にある人が自分 らしく関われる居場所づくりを進めます。
- 支援が必要な人が、尊厳をもって暮らし続けられるよう、権利擁護を進めます。
- 自分の興味・関心のあるところから、地域活動やボランティア活動に参加できる機会をつくっていきます。

基本目標4 健やかに 安心して暮らせる まちづくり

目標達成に向け、下記方針に基づき取り組みを進めます。

取り組みの方針

- 各種検(健)診などを通じて、各年代に応じた健康的な生活習慣を身に付けて継続できる健康づくりを進めます。
- 高齢者が身近な生活の中で楽しく健康づくりや仲間づくりができ、健康寿命を延ばせるよう、地域で行う通いの場づくりを支援します。
- 妊娠中の健やかな生活や乳幼児の順調な成長発達と育児を支援します。
- 避難行動要支援者を支援するため、個人情報を適切に管理しながら、日頃からの見守り体制 づくりや避難支援計画の策定を促進します。
- 「新しい生活様式」のもと、感染症についての情報提供や対策、予防の意識啓発や機能低下 予防の取り組みを進めます。

見守り訪問活動の推進

【活動写真またはイメージ絵】

【取組内容】

見守りが必要な高齢者等の 孤独感解消や安否確認のため、 地域のボランティアや民生委 員児童委員が乳酸菌飲料を 持って訪問します(友愛訪問)。

また, 歳末時期にはおせち 料理を配ります。

【活動実績や参加者の感想等】

昨年度実績:実施団体 118団体(大部分は自治会単位で実施)

さまざまな会話ができる機会になっている, 笑顔で応対してくれる, 毎月来るのが楽しみ, などの参加者からの感想がありました。

また、友愛訪問のほかにもコロナウイルス感染症にともなって定期的に行っている訪問での見守り活動も心配だというお声をいただき、見守り電話訪問事業を今年度臨時で創設しました。実際に電話をした方からは、「今は困りごとがないようだが、今日は一日誰とも話さなかったという方がいた。"何かあったらいつでも相談してね"と声をかけている」というお話を聞くことができました。

【今後の課題や目標】

課題としては、友愛訪問事業を実施していない自治会が現在もあります。各地域で友愛訪問活動を実施し、顔見知りの関係づくりを実施していただきたいです。 また、見守りが目的のはずが、物配り事業として考えられている方もいらっしゃいます。

今後の目標としては、友愛訪問活動を通して住んでいる地域内で見守る目を増 やしていくこと、何かあったら助け合えるような関係づくりです。

緊急情報キットの設置



【取組内容】

高齢者等の緊急時に、救急隊 員がその方の医療情報を迅速に 活用し、緊急時・災害時に備え るため、冷蔵庫に入れる筒型の 情報キットを自治会・町内会等 を通じて配布します。

キットの配布を通じて自治会の見守り活動を推進します。

【活動実績や参加者の感想等】

のべ配布数:2,755本(2019年度末時点)

一人暮らし世帯, 高齢者のみ世帯の増加に伴い, 救急時に医療情報が分からず救急隊や病院が対応に苦慮するケースが増えています。緊急情報キットがしっかりと備えられていることで, 適切かつ迅速な対応につながると, 救急隊や病院の方からの声をいただいています。

自治会・町内会からは、自治会での個人情報の聞き取り、集約が難しいなか、 緊急情報キットという形で緊急時や災害時に備えていただくことで、地域の安心 感につながるとの声をいただいています。

【今後の課題や目標】

まだまだ周知及び活用が不十分であり、救急隊の活用事例も少ない状況であるので、あらゆる機会をとらえて周知、活用の声掛けをしていきたいと考えています。 また自治会・町内会の配布時に、漏れなく用紙に記入し所定の位置にキットが配置されているか確認していただくとともに、定期的に情報の更新の声掛けをすることで、情報の更新とよりきめ細やかな地域の見守りにつながればと考えています。

にしっこはぐくみLINK



【取組内容】

妊娠周期や乳児月齢に合わせたタイムリーな情報と, 西区の子育て支援に関する情報・相談先や育児講座・イベント等のお知らせを, 一緒に配信します。

【活動実績や参加者の感想等】

令和元年7月7日からLINEアプリにより配信開始しています。

出産予定日や誕生日を登録していただくことで、妊娠周期やお子さんの月齢に合わせた「お腹の赤ちゃんの様子」や「乳幼児の成長・発達」についての情報を、西区の講座やイベントの情報・お知らせと一緒にお届けします。令和2年8月末時点で累計2,653人の方々から、ご登録いただきました。

アンケートでは、回答者の約90%の方々から「登録して良かった」とのお声をいただきました。また、「イヤイヤ期で困っていたら、対処法がタイムリーに届いた」「夫にも登録してもらうことで予防接種や育児の話題を共有できて、不安が和らいだ」等の趣旨の感想もいただきました。

【今後の課題や目標】

各種子育て支援講座等の情報が、本当に必要とする保護者の皆さまに届いていない可能性があります。「にしっこはぐくみLINK」に、より多くの方から登録していただくことで、情報が必要な人により確実に周知できるようにしたいと考えています。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策により、「直接つながる」ことが難しくなっていると思うので、子育て世代の皆さんが互いに仲間となり、支えあって育児をしていくきっかけとできるよう、仲間づくりの場となりうる子育て支援講座の情報などを、積極的に配信していきます。

農福連携サポーター事業



【取組内容】

農福連携マッチング機関と連携を図りながら、「農福連携サポーター」を農場へ派遣し、障がい者へ農作業について指導を行うことで、障がい者の自立や就労に向けた支援を行います。

【活動実績や参加者の感想等】

令和元年度から取り組んでいる事業です。

初めはなかなか上手く作業を行えなかった方も、サポーターによる簡単なアドバイスでできるようになり、農作業技術は着実に向上しています。

また、農福連携サポーターの派遣により、農家から「安心して他の作業に取り組むことができる」といった意見や、障がい関連事業所職員からは「農場での負担が軽くなった」などの意見をいただいています。

【今後の課題や目標】

本事業に参加していただける農家や障がい関連事業所を増やし、引き続き農福 連携サポーターを派遣することで、今後も障がいのある方が農作業に対する知識 や技術を高め、継続的に就農を行えるよう支援を行っていきます。

小中学校認知症サポーター養成事業

【活動写真またはイメージ絵】

【取組内容】

認知症の方が住み慣れた地域で暮らせるために、次代を担う小中学生に認知症について知ってもらうことを目的として、小・中学校において認知症サポーター養成講座を開催します。

【活動の紹介】

本文はここから

【今後の課題】

本文はここから

誰でもどこでも健康教室

【活動写真またはイメージ絵】

※写真は11月12日開催の健康教室 を撮影したものを添付したいため後 日提出いたします。

【取組内容】

"自分の生活習慣を見直し、 継続的に健康づくりに取り組 もう"をテーマに、コミ協等 との協働で、地域の皆さまの 身近な場所に伺い、体組成測 定、食事や口腔のお話、運動 実技を行う健康づくり教室を 開催しています。

【活動実績や参加者の感想等】

西区では、地域団体からの依頼を受け開催する出張型の健康教室を平成21年度から実施しており、毎年、コミュニティ協議会や地域の茶の間など多くの団体よりご利用いただいております。

教室の参加者のアンケートより「体組成測定で自分の体を知ることができ良かった」「バランスのよい食事を意識し実践したい」「歯やお口のケアの大切さがわかった」「運動の実技指導がわかりやすく家で実践したい」など満足度ほぼ100%の評価をいただき、地域住民が自ら生活習慣を見直し、継続して健康づくりに取り組んでいくきっかけにしていただいております。

【今後の課題や目標】

区民の皆様がいつまでも元気で健康的に生活できるよう, ライフステージに応じた健康づくりの推進を目指し, 「新しい生活様式」の健康教育を取り入れながら, 子どもから高齢者までと広く対象を拡充して地域団体への出張型の健康教室を実施していきます。

民生委員・児童委員の役割

【活動写真またはイメージ絵】

【民生委員・児童委員とは】

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、児童福祉法によって児童委員も兼ねています。

【活動の紹介】

高齢者や障がいのある人など心配な人への見守りのほか、生活に困っている人や一人親家庭の人からの相談にのるなどしています。

そのうえで支援が必要なときは関係機関につなぎ、連携・協力を図る「福祉のつなぎ役」として大切な役割を担っています。

また、各地域の実情に合わせ、地域の茶の間や親子の居場所の開催、ゴミ出し等の生活上の困りごとへの支え合い活動などに参加している民生委員もいます。

【今後の課題】

現在、西区でも核家族化や超高齢化が進み、高齢者などの心配な人への見守りや、 支援が必要な人を関係機関につなげることが、一層重要になっています。

民生委員児童委員の活動が充実したものとなるためには、自治会・町内会を始めとした地域団体の理解と連携が不可欠です。

地域内での連携が進むことで、顔の見える関係づくりや心配な人の把握、支援が必要な人を関係機関へつなぐなどのしくみが働き、住民の福祉の向上につながります。

支え合いのしくみづくりの推進

【活動写真またはイメージ絵】

【支え合いのしくみづくり 推進員】

地域住民による生活支援や介護予防といった,地域での「支え合い」のしくみをつくる支援をするため,市から委託された推進員です。

区全体を担当する推進員(1層)と,地区担当の推進員(2層)が配置されています。

【活動の紹介】

地域内でのちょっとした困りごとへの支え合い活動や地域の茶の間の開設などを進める際,「支え合いのしくみづくり推進員」が相談に応じたり,地域内の話し合いのサポートなど様々な支援を行っています。

また, 西区では, 必要に応じて推進員と西区, 西区社会福祉協議会などが協働で, 取り組みを進めています。

区では、推進員や社協と協働で、支え合いのしくみづくりを広めるための研修会を開いたり、支え合い活動を始めるためのプロセスや事例を紹介したガイドブックの作成などを行いました。

【今後の課題】

西区では90か所を超える地域の茶の間が開設されるなど、居場所の開催が進んでいますが、参加者の固定化や開設したくても場所がないなどの課題があります。

地域の茶の間の運営の課題解決を図り,地域内での見守りや支え合い活動など も進めていく必要があります。

さらに, 超高齢化や退職年齢の引き上げなどによる担い手不足のため, 地域活動の新たな担い手の発掘, 育成が急務となっています。

様々な人が気軽に地域活動に参画し、持続可能な関わり方の検討や、意識啓発を図っていくことが必要です。

新型コロナウイルス禍での支え合い

【活動写真またはイメージ絵】

新型コロナウイルス禍の影響で、日ごろの人と人とのふれあいの大切さを改めて認識させられました。人と人とのふれあいを進めるには、感染予防を図りながら、工夫して支え合い活動を行なっていくことが必要です。

【活動の紹介】

新型コロナウイルス禍の外出自粛中には、高齢者の見守り訪問を自治会や地域の茶の間の運営者が行う地域もありました。日ごろから培ってきた地域のつながりをいかして、いざというときの見守り活動が行われました。

また、外出自粛の解除後には、地域の茶の間では、手指消毒や換気、出入口の動線を分けるなど、感染予防策を施して再開しているところも増えてきました。また、支え合いのしくみづくり推進員が中心となり、お茶の間運営者の交流会を各地で開催し、感染予防策の講話や、開催する上での工夫の情報共有を行い、困っていることへの解消のヒントとなるように、支援を行っています。

【今後の課題】

新型コロナウイルス禍の中でこれまでの地域の行事や事業の大切さを再認識したり、見直すきっかけとしたいという声がきかれています。

行事や事業の原点を見つめ直し、これまでの活動を振り返ることも必要です。 また、日頃から地域内でのつながりや関係機関との連携がいざというときの取 組の基盤となります。今ある状況を見直し、基盤づくりや強化することも重要で す。

施策の展開

基本目標達成のための主な取り組み

NO	基本目標		基本目標		FD/D /7	TD 60 ch ch	
NO	1	2	3	4	取組名	取組内容	
1	0	0	0	0	支え合いのしくみづくりの推進	支え合いのしくみづくりの推進のため、支え合いのしくみづくり会議や推進員、地域団体等と連携し、日常生活圏域ごとに住民主体の生活支援サービス等を創出し、地域の茶の間の新規・拡充を支援します。 支え合いのしくみづくりの理解を深めるため、研修会を行います。	
2	0	0		0	避難行動要支援者対策	高齢者や障がい者,要介護者など災害時に自力で避難することが困難な方を対象として,避難行動要支援者名簿を作成し,地域の自主防災組織や援護体制の整った自治会,町内会等援護する方に配布し,災害時に地域で支援する体制を確立します。	
3	0				子ども・子育て支援新制度の推 進	「子ども・子育て関連3法」に基づく,幼児期の学校教育・保育や,放課後児童クラブなどの地域の子ども・子育て支援を総合的に推進します。	
4	0	0			NPプログラム,BPプログラムなど,育児支援講座の実施	子育てに不安を感じている親同士が学 ぶ講座を実施し、育児の不安、孤立感 の軽減や仲間づくりを支援します。	
5	0	0		0	にしっこはぐくみLINK	妊娠周期や乳児月齢に合わせたタイム リーな情報と, 西区の子育て支援情 報・相談先や育児講座・イベント等の 情報, お知らせを一緒に配信します。	

N.0	基本目標				TD/2 (7	TD/Octob	
NO	1	2	3	4	取組名	取組内容	
6	0				区役所におけるぶれジョブの受 け入れ	障がいのある子どもたちの仕事の体験 の場「ぷれジョブ」を,区役所で実施 します。	
7		0			障がい者の通所施設における夜 間支援事業	障がい者の通所施設において、当該事業所を使い慣れた利用者が家族の急病など緊急時に限り、宿泊の利用を実施します。	
8				0	障がい者基幹相談支援センター 事業	地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを西区役所内に設置(西区と西蒲区所管)し、相談支援を体制を強化します。(市内に4か所設置)	
9	0		0		農福連携サポーター事業	農福連携マッチング機関と連携を図りながら、「農福連携サポーター」を農場へ派遣し、障がい者へ農作業についての指導を行うことで、障がい者の自立や就労に向けた支援を行います。	
10				0	ウォーキング講習会等	ウォーキングの基本的な学習と実技, 継続のための工夫について学ぶ講習会 です。	
11				0	誰でもどこでも健康教室	地域団体からの依頼で出張して行う教室で,計測,食事の講義,運動実技, 歯科指導を実施します。	
12				0	高齢者の体操自主活動サポート	地域の高齢者が利用しやすい老人憩の 家等で実施する体操教室で, 自主グ ループの育成も支援します。	

	基本目標					TD/O ch ctr	
NO	1	2	3	4	取組名	取組内容	
13	0		0		小中学生認知症サポーター養成 事業	認知症の方が住み慣れた地域で暮らせるために、次代を担う小中学生に認知症について知ってもらうことを目的として、小・中学校において認知症サポーター養成講座を開催します。	
14	0	0			敬老祝会助成事業	75歳以上の高齢者の長寿を祝う敬老 祝会を実施する自治会やコミ協に対し 助成します。	
15	0				社会を明るくする運動の推進	犯罪や非行のない安全・安心な地域 や、立ち直りを支える地域づくりを進めるために、関係団体と協力し、社会 を明るくする運動を推進します。	
16	0				子ども学習支援事業	生活困窮の状況にある世帯の中学生等を対象に,週2回学習会を開催します。新潟大学と新潟青陵大学の学生スタッフとともに勉強を進め,学習意欲を高め,高校進学を促進します。	
17	0	0			見守り訪問活動の推進	見守りが必要な高齢者等の孤独感解消 や安否確認のため、地域のボランティ アや民生委員児童委員が乳酸菌飲料を 持って訪問します(友愛訪問)。ま た、歳末時期にはおせち料理を配りま す。	
18	0	0			地域のふれあい交流活動支援	「地域ふれあい助成」や「地域歳末たすけあい助成」(歳末時期対象)を行い,自治会やコミ協,地区社協の世代交流や顔がわかる関係づくりのための行事を支援します。	
19	0	0			地域の茶の間(ふれあい・いき いきサロン)の支援	身近な地域で気軽に集まり交流できる 居場所づくりを支援します。	

	基本目標					T-15 :
NO	1	2	3	4	取組名	取組内容
20	0	0			子育てサロンの支援	子どもたちが一緒に遊び,交流する場,未就学の子どもを持つ親の情報交換,気分転換の場など,定期的に子育てサロンを実施している団体に助成します。
21	0	0			コミュニティソーシャルワーク 事業	制度の狭間にある世帯、複数の問題を 抱える世帯等の相談に対応し、専門職 との連携を進め、地域の協力を得なが ら、課題解決に向け支援します。 また、専門職や関係機関とのつながり を広げるネットワークづくりのため、 にしCo.Mi.NETを開催します。
22	0	0			生活困窮世帯等への支援	低所得者世帯等を対象に、生活福祉資金の貸付を行います。 ケースにより関係機関と連携し対応します。 こども食堂の立ち上げ相談や、フードバンク等と連携し、生活困窮世帯等への支援取り組みを応援します。
23	0				日常生活自立支援事業	認知症高齢者,知的障がい者,精神障がい者など判断能力が不十分な方の福祉サービス利用や支払いの管理等について,研修を受けた支援員が援助します。
24	0	0	0	0	地域福祉活動の啓発	地域福祉推進フォーラムや社協のひろばの開催,広報紙「西区社協だより」「ぼらちゃん」(ボランティア市民活動情報紙)の発行を通し、社協事業や地域福祉活動,ボランティア活動を周知・啓発します。
25	0		0		福祉教育の推進(出前講座)	学校,地域,企業等からの依頼により,福祉全般に関する学びの場を提供します。併せて福祉の学びの機会を広めるため、市民や学校に向けて周知,啓発します。 認知症サポーター養成講座や防災訓練での車いすを使用した避難などを実施します。
26		0		0	緊急情報キット配布事業	70歳以上の高齢者又は障がい者で健康上の不安のある方や,地域で見守りが必要とされる方を対象に,病気や服薬,緊急連絡先などを記載できる情報用紙及びそれを入れる筒を,自治会経由で配布します。

	基本目標					
NO	1	2	3	4	取組名	取組内容
27	0		0		おもいやりのひとかき運動	主要な場所に除雪用のスコップを設置 し、バスや信号待ちの人達から、ひと かきの除雪に協力していただく運動で す。
28	0		0	0	ボランティア相談	ボランティア・市民活動の相談に幅広く応じ、活動につなぎます。 安心して活動できるよう、ボランティア活動保険・ボランティア行事用保険 等の受付をします。
29	0		0	0	ボランティアの育成	ボランティアきっかけ講座、各種ボランティア講座等を開催し、担い手の人材育成を進めます。 また、ボランティアを受入している施設の担当者研修を実施します。
30		0		0	災害ボランティアセンター準備	災害ボランティアセンターを学ぶ研修や立ち上げ訓練を実施,また日頃から関係団体・機関によるネットワークを構築し災害発生時の災害ボランティアセンター運営ができるよう準備を進めます。
31			0	0	元気力アップ・サポーター	高齢者が福祉施設等でのサポーター活動を通じて自身の介護予防の推進と社会参加を目的としたポイント還元制の事業です。 毎月説明会を開催し、サポーター登録を進めます。
32	0	0	0		住民同士の生活支援サービスの 推進	自治会単位のお助け隊のようなしくみづくりを支援します。 西区まごころヘルプの提供会員増をめざします。

第5章 西区地域福祉活動計画



地域福祉活動計画(地域別計画)について

地域福祉活動計画は、地域住民や福祉関係者等が協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画のこと。地域住民、ボランティア団体など住民参画のもと、地域課題の明確化と解決策の協議を行い、目標や具体的な行動を明示するものです。

地域別計画策定のため、西区の15地区(小学校区・中学校区)ごとに地区懇談会を開催。地区代表のいきいき西区ささえあいプラン推進委員やコミュニティ協議会のみなさんを中心に、各地区で2~4回の話し合いが行われました。

アンケートをとる方法、コアメンバーで話し合いを重ねる方法など様々な工夫で準備を し、懇談会で地域の「良いところ」や「課題」を出し合い、それを受けての「目標」「具体的な 取り組み」を決めて、策定されました。

こんな地域にしていきたい。

そのために、どんな**取り組**みが できるだろう?



どんな連携や協働ができるだろう?

大切にしたいこと。

もっと展開していきたい活動。

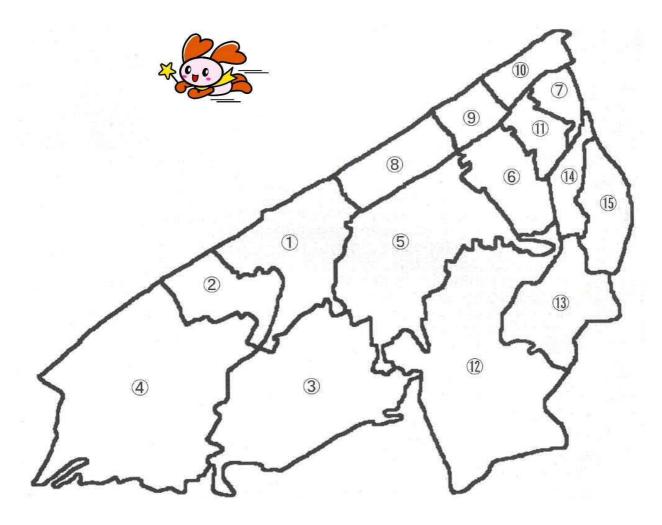
地域の宝もの。

たくさんの人財。

思いの込められた伝統行事。

新しいつながり。

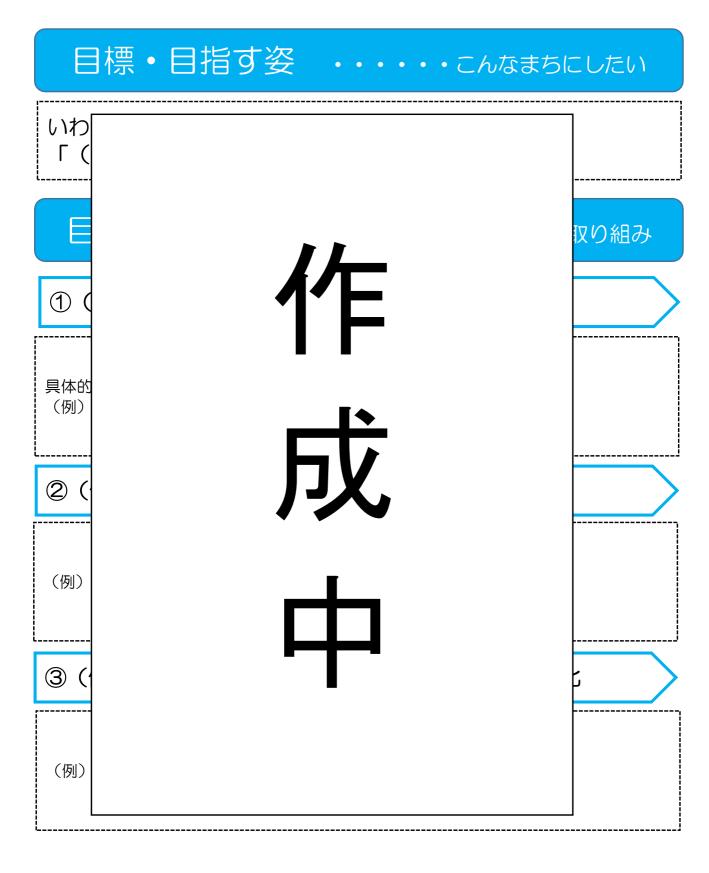




①内野小学校区	⑨真砂小学校区
②西内野小学校区	⑩青山小学校区
③中野小屋中学校区	⑪小針小学校区
④赤塚中学校区	⑫黒埼南小学校区
⑤坂井輪中学校区	③大野小学校区
⑥坂井輪小学校・小新中学校区	⑭立仏小学校区
⑦東青山小学校区	⑤山田小学校区
⑧五十嵐小学校区	

〇〇校区 (案)





資料編



1 計画の策定経過

委員会	会開催	チ 見人の子が中安	フのはそれ中央
令和:	2年度	- 委員会の主な内容 -	その他主な内容
4月		・新型コロナウイルスの感染拡大防止の ため,委員会の開催を中止	
6月		・新型コロナウイルスの感染拡大防止の ため,委員会の開催を中止	
7月			・コミュニティ協議会長といきいき西区 ささえあいプラン推進委員との意見交換 会 7/20 ・自治協議会で進捗報告 7/29
8月	第1回 8/6	・基本理念・基本目標について ・統計データ、アンケート調査結果の報告 ・地区懇談会について	
9月			・地区懇談会 9/1~12/31
11月	第2回 11/13	・素案の審議 ・地域別計画の進捗報告	・コミュニティ協議会長へ素案の内容の 説明会 11/17・自治協議会で素案の説明 11/27
12月			・市議会市民厚生常任委員協議会へ計画 の素案について説明 ・パブリックコメントの実施 12月 - 1 月
1月			
2月	第3回	・計画の最終案について・計画(概要版) について	
3月			・計画の公表

2 いきいき西区ささえあいプラン推進委員会開催要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、西区地域福祉計画・西区地域福祉活動計画「いきいき西区ささえあいプラン」(以下「計画」という。)を推進していくにあたり、次に掲げることについて、市民、関係団体、学識経験者からの幅広い意見を聴取するため、西区地域福祉計画・西区地域福祉活動計画「いきいき西区ささえあいプラン」推進委員会(以下「推進委員会」という。)を開催する。
 - (1) 計画に対する進行管理, 評価及び計画の策定に関すること
 - (2) 計画実践の支援に関すること
 - (3) その他計画推進に関すること

(委員構成)

- 第2条 委員会は、委員20人以内をもって構成する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が選任する。
- (1) 地域福祉に関する団体の代表者又はそれに準ずる者
- (2) 西区内の地域コミュニティ協議会が推薦する者
- (3) 学識経験者
- (4) 公募による者

(委員任期)

- 第3条 委員の任期は、原則3年とする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合、後 任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。ただし、通算の在任期間が6年を超えて再任する ことはできない。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進委員会には委員長1名及び副委員長1名以内を置き、委員長は委員の互選に

よって定める。また副委員長は委員長の指名によって定める。

- 2 委員長は、推進委員会の会議を進行する。
- 3 副委員長は、委員長が欠けるとき、又は委員長に事故があったときはその職務を代理 する。

(会議)

- 第5条 推進委員会は、必要に応じて市長が招集する。
- 2 市長が必要であると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見または説明を聞くことができる。

(分科会)

第6条 推進委員会は、具体的な計画の推進や課題を個別に検討するため、分科会を開催 することができる。

(守秘義務)

第7条 推進委員会委員及び分科会員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第8条 推進委員会の事務局は西区役所健康福祉課及び西区社会福祉協議会に置く。

(庶務)

第9条 推進委員会の庶務は西区役所健康福祉課で行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか,推進委員会に関し必要な事項は,市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成21年12月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 委員の選任及びこれに関し必要な手続きその他の行為は、この要綱の施行の日前においても、改正後の西区地域福祉計画・地域福祉活動計画「いきいき西区ささえあいプラン」推進委員会開催要綱の規定の例により行うことができる。

3 いきいき西区ささえあいプラン推進委員会委員名簿

令和2年7月20日現在 (敬称略)

	区分	所属・役職等	氏名	備考
	内野・五十嵐 まちづくり協議会	福祉部長	原常廣	
	西内野コミュニティ 協議会	副会長	板井 光司	
	コミュニティ中野小屋	民生委員・児童委員 	大島 静江	
	コミュニティ佐潟	事務局	伊藤 いずみ	
	坂井輪中学校区 まちづくり協議会	福祉部長	小林 みち子	
	坂井輪小・小新中学校区 まちづくり協議会	事務局長	細野 克明	
ш 1	東青山小学校区 コミュニティ協議会	福祉部会長	貝沢 一男	
ニティ	五十嵐小学校区 コミュニティ協議会	こども部会長	青木 美奈子	
協議	コミュニティ協議会	副会長, 福祉部会長	前川 倫子	
会	青山小学校区 コミュニティ協議会	福祉部部会長 	村井 良次	
	小針小学校区 コミュニティ協議会	福祉部部会長	藤本 フミエ	
	黒埼南ふれあい協議会	健康福祉部会	佐々木 奈麻美	
	大野校区ふれあい協議会	会長	田邉 正平	
	立仏校区ふれあい協議会	事務局長	鳴海 俊明	
	山田校区ふれあい協議会	健康福祉部会部長	松井 建吾	副委員長
tuh to	ず福祉に関する団体	虹の部屋 副代表	小竹 美香子	
1267	学園 (大国) (国) (国) (国) (国) (国) (国) (国) (国) (国) (新潟市西区身体障害者福祉協会	佐藤 喜代美	
学詞		新潟医療福祉大学社会福祉学部 社会福祉学科 准教授	五十嵐 紀子	委員長
公	夢		現在欠員	

社会福祉法

(包括的な支援体制の整備)

- 第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。
 - 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する 研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整 備に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業 を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有 機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備 に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

- 第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に 定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものと する。
 - 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、 共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらか じめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよ う努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及 び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福 祉計画を変更するものとする。

生活困窮者自立支援法

(市及び福祉事務所を設置する町村等の責務)

第4条 市(特別区を含む。)及び福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を設置する町村(以下「市等」という。)は、この法律の実施に関し、関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する。

成年後見制度利用促進法

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する 施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じ た施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村の講ずる措置)

- 第 23 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域 における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定め るよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措 置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本 的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審 議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

再犯防止推進法

(国等の責務)

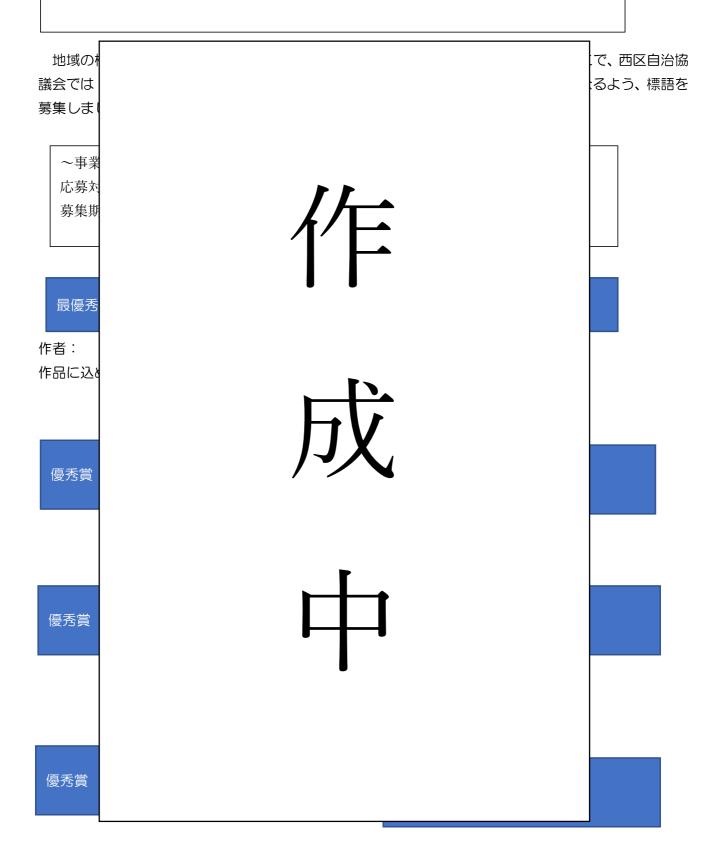
- 第4条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、再 犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方再犯防止推進計画)

- 第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

西区自治協議会事業

「支えあいの大切さ」を広める標語



6 用語解説

	用語	説明
 あ	新しい生活様式	長期間にわたって感染拡大を防ぐために,飛沫感染や接触感染,さらには近距離での会話への対策を,これまで以上に日常生活に定着させ,持続させていくこと。
行 	NPプログラム	Nobody's Perfect -完璧な親なんていない- の略。 子育て中の人とお互いの悩みや関心ごとを話し合いながら、自分にあった子育 ての仕方を学び合うプログラム。
	健康寿命	「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」と定義づけられている。健康寿命の指標としては複数の考え方があるが、国と都道府県は「日常生活に制限のない期間の平均」を指標としている。
	子ども・子育て 関連3法	平成24年8月22日に公布された「子ども子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法のこと。
か 行	子ども子育て支 援新制度	幼児期の学校教育や保育, 地域の子育て支援の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度。
	こども食堂	子どもやその親, および地域の人々に対し, 安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供するための地域活動。孤食の解決, 子どもと大人たちのふれあいや地域コミュニティの連携につながる。地域食堂, おとな食堂などの広がりも。
	コミュニティ ソーシャルワー カー	地域において生活上の課題を抱える個人や世帯に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化などの地域支援を多様な職種が連携し総合的に展開するコミュニティソーシャルワークを実践する職員。
	市長申立て	成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず,本人や親族が申し立てを行うことが難しい場合などに市長が申立てすること。
さ行	制度の狭間の問題	悩みや課題を抱えてはいるものの, どの支援制度の対象にもならず, 生きにく さを抱えたままである状態。
行 	成年後見制度	認知症,知的障がい,精神障がいなどにより判断能力の不十分な方が不当な被害にあわないよう保護し,支援する制度。
	成年後見制度利 用支援事業	成年後見制度を利用する場合に必要な経費負担が困難な場合, 市が助成する制度。

用語		説明
た行	地域共生社会	高齢化や人口減少などの社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。
	地域の茶の間 (ふれあい・い きいきサロン)	地域のボランティア等で運営される, ご近所同士の心れあいをつくる地域交流の場。自治会館, 空き家利用, 個人宅など様々な場所で, 仲間づくり, いきがいづくりにつながる活動がされている。
	地域包括ケアシ ステム	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する体制。団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、システムの構築を実現していく。
	地域包括支援センター	高齢者の皆さんの生活を支援するため、新潟市が介護予防や相談窓口などの仕事を委託した事業所。保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士などの専門職が配置され、連携して業務に取り組んでいる。
	地区社会福祉協 議会	住民主体で地域福祉に関する課題を把握・協議し、解決のための方法を考え、 関係団体等と連携して実践し「地域住民だれもが住みやすいまちづくり」を目 指す組織。(西区ではコミュニティ協議会エリアごとに設置)
	超高齢化社会	65歳以上の人口の割合が全人口の21%に達した社会。日本は2007年に超高齢化社会に突入した。
は 行	8050問題	80代の親が50代の引きこもりの子の生活を支えている家庭環境。また、そこから派生する問題のこと。
	ひきこもり	厚生労働省の定義では「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態」のこと。単一の疾患や障がいの概念ではなく、様々な要因が背景になって生じている。
	避難行動要支援 者対策	災害時の被害を少しでも少なくするため、心身の状態などにより災害時に自ら避難することが困難で、避難のために支援が必要な方の情報を掲載した名簿を自治会・町内会・自主防災組織や民生委員に配布し、地域住民が「共助」として行う避難支援体制を整備すること。
	BPプログラム	NPプログラムのbaby版という意味で、初めて赤ちゃんを育てる母親とその赤ちゃんのためのプログラム。 母親同士で話し合いながら、子育ての知識を学び、親子の絆を深めたり、子育て仲間をつくるプログラム。
	フードバンク	フードバンクとは「食料銀行」を意味する社会福祉活動。まだ食べられるのに、様々な理由で処分されてしまう食品を、食べ物に困っている施設や人に届ける活動のこと。